

「C B T 学力定着プログラム」業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が「C B T 学力定着プログラム」業務を委託するに当たり、最も適格な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

「C B T 学力定着プログラム」業務

(2) 業務内容

別紙「C B T 学力定着プログラム業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

令和7年度 11,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 33,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問い合わせ先

郵便番号 320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局義務教育課 学力向上推進担当

電話 028-623-3367 電子メール gimukyoiku@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

技術提案に参加する者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「N2情報関連サービス」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22(2010)年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条例第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 他の地方公共団体において過去に同種の業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和7（2025）年2月21日（金）
イ 質問書の提出期限	令和7（2025）年3月6日（木）午後5時必着
ウ 質問に対する回答	令和7（2025）年3月13日（木）予定
エ 参加表明書の提出期限	令和7（2025）年3月19日（水）午後5時必着
オ 技術提案書の提出期限	令和7（2025）年5月1日（木）午後5時必着
カ 選定委員会（プレゼンテーション）	令和7（2025）年5月8日（木）
キ 審査結果の通知・公表	令和7（2025）年5月12日（月）予定

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間： 令和7（2025）年2月21日（金）から同年3月19日（水）
イ 配布方法： 栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募（業務委託）」に掲載している本業務に関するページからダウンロードする。
※ URL（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>）

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のア及びイにより質問書（様式自由）を作成し、電子メールで提出すること。

- ア 受付期間： 令和7（2025）年2月21日（金）から同年3月6日（木）午後5時必着
イ 質疑方法： 電子メールにより、上記2(5)に提出すること。（到着確認のため、提出後に電話連絡すること。）
ウ 回答期日： 令和7（2025）年3月13日（木）までに回答予定
エ 回答方法： 栃木県ホームページ（上記4(2)のURL）に掲載する。回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。
※ なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限： 令和7（2025）年3月19日（水）午後5時必着
※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。
※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
イ 提出場所： 上記2(5)
ウ 提出方法： 電子メールにより、上記2(5)に提出すること。（到着確認のため、提出後に電話連絡すること。）
エ 提出書類
（ア） 参加表明書（様式1）
（イ） 前3年分の決算にかかわる財務諸表（法人については貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、個人については貸借対照表及び損益計算書）
（ウ） 直近の業務実績

(5) 技術提案書の提出

- ア 提出期限： 令和7（2025）年5月1日（木）午後5時必着
※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。
※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
イ 提出場所： 上記2(5)
ウ 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
※ 郵送の場合、到着確認のため電話連絡を行うこと。
エ 提出書類及び部数
（ア） 技術提案書（様式自由） 15部
提案書は日本工業規格A4判・両面長辺綴じ印刷し、表紙を含めて20頁以内とし、以下の事項を記載すること。
なお、問題、個人票、分析資料等の見本は、枚数に含まないこととする。
・ 業務計画
・ 業務内容
・ 業務実績
・ 経費見積
（イ） 経費内訳書（様式自由） 1部
「消費税込み」か「外税」かを表記すること。内訳は「一式」とするのではなく、経費積算

の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(ウ) 確認書(様式2) 1部

(6) 技術提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

(審査に影響を与えない軽微なものは除く。)

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 技術提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 技術提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、技術提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 技術提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(7) 提案書のプレゼンテーション

ア 実施日: 令和7(2025)年5月8日(木)

イ 方法: Web会議システム(ZOOM)を用いたオンライン形式

ウ 説明時間: 20分以内

エ その他: プレゼンテーションで使用する資料は、あらかじめ提出した提案書のみとする。

※ プレゼンテーションの実施方法等の詳細については、後日電子メールにて連絡する。

5 審査方法等

(1) 審査基準

下記(5)の評価の項目及び視点のとおり

(2) 審査方法

栃木県教育委員会事務局内に設置した選定委員会において、下記(5)の評価の項目及び視点により、技術提案書等の審査を行う。

(3) 結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。技術提案書の審査結果に関しては、栃木県ホームページ(上記4(2)のURL)に掲載する。審査結果についての異議申し立ては認めない。

(4) 契約候補者の選定方法

下記(5)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 評価の項目、視点及び配点

「1 業務計画」(10点)

① 委託業務の目的や内容を十分に理解し、実施可能な業務計画になっているか。(10点)

「2 業務内容」(75点)

② 児童生徒及び教員が、快適に利用できるネットワーク環境等を整備することができるか。(10点)

③ CBTの利点を生かし、問題を工夫して作成することができるか。(15点)

- ④ 児童生徒の学習状況を分析した結果等を、速やかに教員等へ提供することができるか。(15点)
 - ⑤ 児童生徒や教員に対するアンケートと学習状況との相関等について、分かりやすい分析を行うことができるか。(10点)
 - ⑥ 児童生徒にとって、親しみやすく操作しやすい画面構成等となっているか。(10点)
 - ⑦ マニュアルや操作動画、コールセンター等が充実しており、学校への丁寧なサポート体制を整えることができるか。(10点)
 - ⑧ セキュリティ対策の実施に当たって、十分な対策を行うことができるか。(5点)
- 「3 会社の業務実績」(10点)
- ⑨ 過去の業務実績等から、業務を安定的に遂行する能力があるか。(実績件数・導入規模・運用環境等)(10点)
- 「4 経費見積」(5点)
- ⑩ 業務経費は、適切であるか。(5点)

6 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託内容を締結する。
- (2) 契約の締結に必要な経費は、全て候補者の負担とする。
- (3) 委託料の支払いは、年度ごとに、原則として精算払いとする。

7 業務の継続が困難となった場合の措置

栃木県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合
栃木県は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。
この場合、栃木県に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。
- (2) その他の事由による場合
天災その他、栃木県及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、受託者は、栃木県の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、栃木県は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、書面により栃木県の承認を得た場合、業務の一部を委託するものができるものとする。
- (2) 守秘義務
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

9 プロポーザルの中止・変更等

令和7(2025)年度栃木県一般会計予算及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金に係る交付決定において、事業の経費が減額又は削除された場合には、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。